

包括管理事業（●●地区）に関する委託費の考え方（案）

1. 委託費の構成

本委託の委託費は、主に次の費用により構成される。

対象業務	費用の内訳
維持管理業務	統括マネジメント費、巡回業務費、維持（清掃）業務費、維持（植栽管理）業務費、維持（道路反射鏡（カーブミラー）・案内標識）業務費、補修業務費、事故対応業務費、災害対応業務費、苦情・要望対応業務費、占用物件管理業務費、法定外公共物管理業務費
修繕業務	修繕業務費
その他	電話回線設置費（問合せ専用回線）

業務ごとの支払い方法は、以下のとおりとする。

業務項目		支払い方法		
		委託費に含む	委託費に含まない	
統括マネジメント業務		○	—	
維持管理業務	巡回業務	○	—	
	維持業務	清掃業務	○	【除雪】車道部分については、積雪量に応じて市と協議
		植栽管理業務	○	—
		道路反射鏡・案内標識管理業務	○	—
	補修業務	○	—	
	事故対応業務	○	市から指示された損傷した施設・街路樹の補修	
	災害対応業務	○	・ 災害対策本部及び市からの指示による現地処理作業 ・ 本委託で想定していない作業の発生	
	苦情・要望対応業務	○	—	
	占用物件管理業務	△	—	
	法定外公共物管理業務	○	—	
修繕業務	修繕業務	—	○	

2. 委託費の支払い

2.1. 委託費の支払時期

本委託の委託費の支払方法は、年間の委託費を4等分して、四半期ごとに支払う。受託者は市に対し、各四半期終了日の翌日から起算して14日以内（期限日が土日祝日に当たる場合は、その前の平日）に、当該期間分の請求書を提出すること。市は、請求日の翌日から起算して14日以内（期限日が土日祝日に当たる場合は、その前の平日）に、支払いを行う。

表 1 対象期間

	対象期間
第1四半期	4月1日～6月30日
第2四半期	7月1日～9月30日
第3四半期	10月1日～12月31日
第4四半期	1月1日～3月31日

2.2. モニタリングによる減額方法

市は、モニタリングを実施し、その結果を反映した額を受託者に支払う。モニタリングによる減額方法は、次のとおりである。

(1) 重大な不履行があった場合

- ・「重大な不履行」があった場合、改善勧告の手続きに入った時点で、「モニタリング基本計画」に示す「表2 支払い区分（12区分）」のうち、「重大な不履行」があった業務項目の支払い金額を10%相当額、減額する。
- ・減額は、当該年度の第四半期の支払い額に反映し、翌年度には持ち越さない。

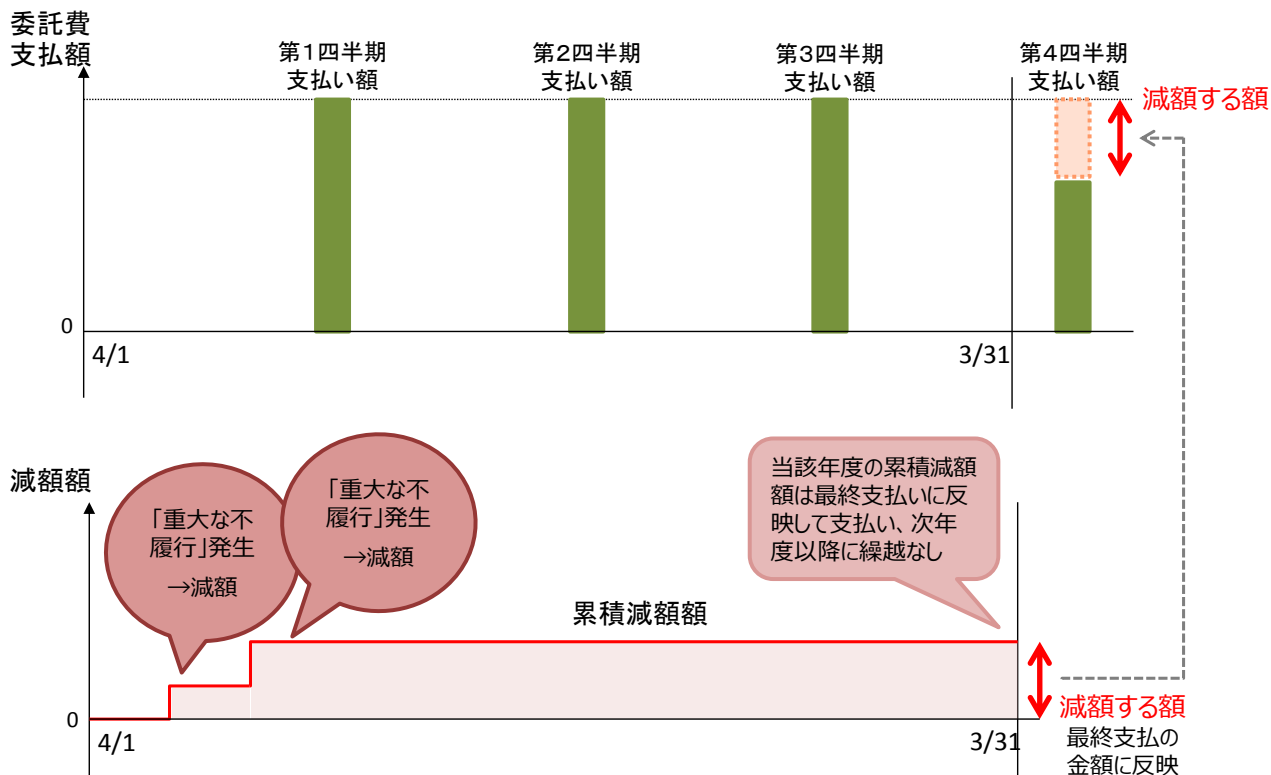


図 1 重大な不履行があった場合の支払いイメージ

(2) 重大にあたらぬ不履行があった場合

- ・ 「重大にあたらぬ不履行」があった場合、改善勧告の手続きに入った時点で、「表 2 支払い区分 (1 2 区分)」のうち、「重大にあたらぬ不履行」があった業務項目について、罰則点を付与する。罰則点は、事象 1 つに対し 1 点付与することとする。
- ・ 各年度末に、「表 罰則点と減額割合」に基づき、支払い区分ごとの罰則点の累積に応じて、減額を決定する
- ・ 罰則点は、「重大にあたらぬ不履行」があった当該年度で精算し、当該年度の第四半期の支払額に反映し、翌年度には持ち越さない

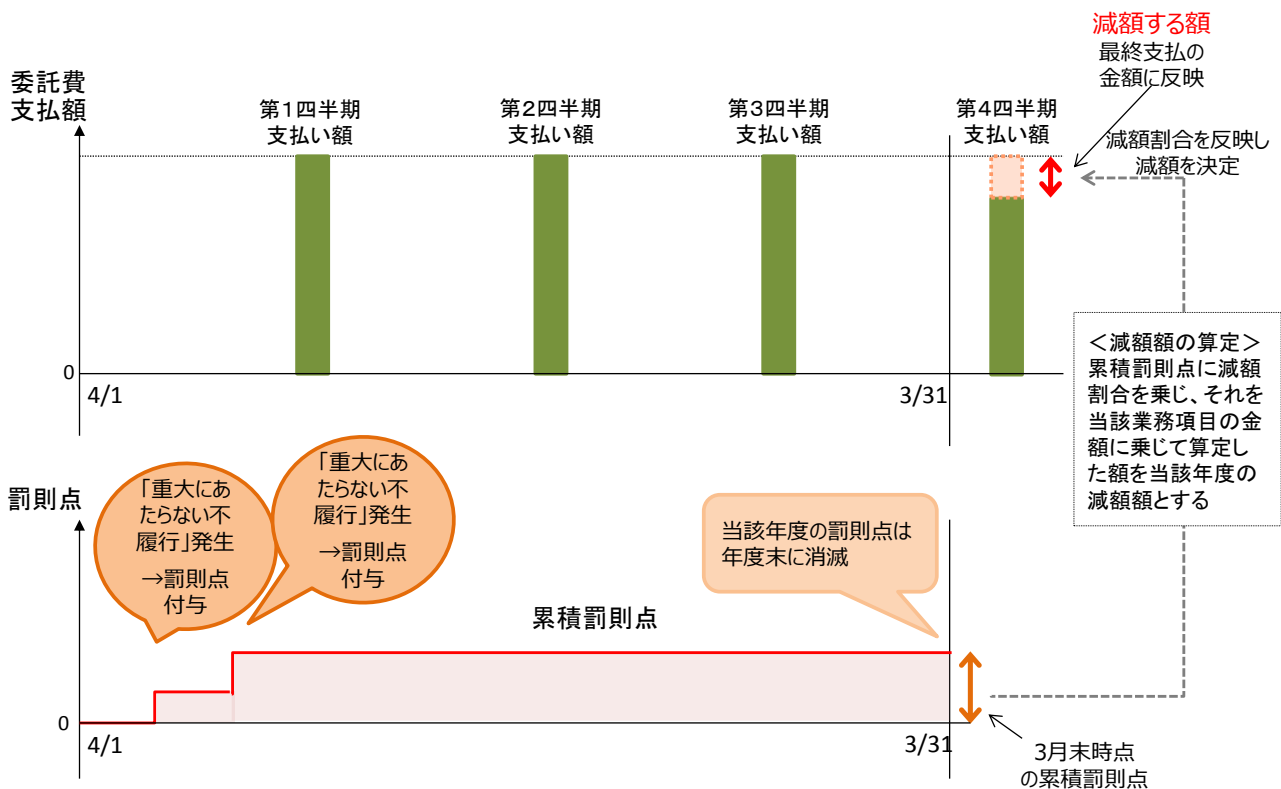


図 2 重大にあたらぬ不履行があった場合の支払いイメージ

表 罰則点と減額割合

加算した罰則点	減額割合 (当該年度の支払区分の額に対して)
19 点以下	0%
20 点以上 29 点以下	4～5.8%減額 (罰則点×0.2%で算定)
30 点以上 39 点以下	12～15.6%減額 (罰則点×0.4%で算定)
40 点以上 49 点以下	24～29.4%減額 (罰則点×0.6%で算定)
50 点以上	50%以上減額 (罰則点×1.0%で算定)

2.3. 単価契約の支払方法

単価契約型業務は、数量に契約単価を乗じた額（円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を各月分取りまとめ、翌月以降に適法な支払請求書を市に提出すること。

2.4. その他

本契約にあたっては、事前に「契約金額の 10%以上の契約保証金の納付」または「市を被保険者とする保険会社との履行保証保険契約の締結」をすること。